

# 第10回西和賀町議会定例会

令和6年9月6日（金）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、報告第1号 令和5年度西和賀町温泉事業特別会計継続費精算報告書についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

内記町長。

町長 おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

ただいま上程になりました報告第1号 令和5年度西和賀町温泉事業特別会計継続費精算報告書について説明いたします。

温泉事業特別会計における錦秋湖サービスエリア防風ドーム上部解体撤去工事につきましては、予算区分として令和4年度、5年度の2か年の継続費予算で対応してまいりましたが、令和5年度をもって継続費に関わる事業が終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費に関わる精算報告を行うものです。

次ページを御覧ください。錦秋湖サービスエリア防風ドーム上部解体撤去工事の事業費は、全体計画額の1,906万3,000円に対し、実績額は1,870万円となっております。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

これに対する質疑があれば質疑を許します。質疑ありませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、報告事項であり、承認を求める事案ではありません。

以上で報告第1号 令和5年度西和賀町温泉事業特別会計継続費精算報告書についての報告を終了します。

続いて、日程第2、報告第2号 令和5年度西和賀町健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の状況についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました報告第2号 令和5年度西和賀町健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の状況について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告いたします。

次ページを御覧ください。今回報告する健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額がいずれも黒字であり、比率は発生していません。

当該地方公共団体の一般会計等が負担する借入金、地方債の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標とも言われている実質公債費比率は、早期健全化基準の25%より9.2ポイント低い15.8%で、地方債償還の財源として、一般会計から公営企業

会計に繰り出しする額の増加などにより、昨年度比1.7ポイント増加しております。

地方公共団体の一般会計等の借入金、地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標と言われている将来負担比率は、早期健全化基準の350%より296.9ポイント低い53.1%で、基金残高の増加などにより昨年度比20.7ポイント減少しております。

次に、もう一つの公営企業会計資金不足比率は、各会計において資金不足額を計上しておりませんので、比率は発生しておりません。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

これに対する質疑があれば質疑を許します。  
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、報告事項であり、承認を求める事案ではありません。

以上で報告第2号 令和5年度西和賀町健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の状況についての報告を終了しました。

続いて、日程第3、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度西和賀町一般会計補正予算（第3号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度西和賀町一般会計補正予算（第3号）について）提案理由を申し上げます。

この専決処分は、7月6日から11日及び23日から29日にかけての大雨により、農地、農業用施設、林道、公共土木施設において多くの災害が発生したことから、被災箇所の修繕及び災害復旧応急工事など、復旧に向けた対応を早急に

行う必要が生じ、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年7月31日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,775万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億3,240万8,000円とするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、地方債の補正については、第2表、地方債補正のとおり、1事業1,170万円を追加するものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。

8ページを御覧ください。11款1項1目農林水産施設災害復旧費、農地・農業用施設災害復旧単独事業（現年）838万8,000円の増額は、被災した農地、農業用施設17か所の修繕及び間木野隧道崩落に伴う仮設ポンプ設置工事を行うものです。林道災害復旧単独事業（現年）169万7,000円の増額は、被災した林道等6か所の修繕を行うものです。農地・農業用施設災害復旧単独事業（過年）333万1,000円の増額は、昨年被災した農業用施設1か所に係る修繕であります。

2項1目現年発生災害復旧費、公共土木施設災害復旧単独事業1,434万円の増額は、被災した道路及び河川12か所の修繕を行うものです。

次に、歳入について説明いたします。7ページを御覧ください。21款1項1目繰越金1,605万6,000円の増額は、今回の補正予算の財源に充てるものです。

23款1項8目災害復旧債は、公共土木施設災害復旧単独事業の財源として1,170万円を計上するものです。

次に、4ページ、第2表、地方債補正についてです。公共土木施設災害復旧単独事業費に充てるため、災害復旧事業債1,170万円を追加するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 今回の専決処分は、災害復旧ということで、昨年、今年の水害に関する災害復旧だと思うのですが、今回の予算措置によって全体の被害の何%ぐらい修繕することができて、あと何%ぐらい残っているという点について伺います。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 おはようございます。ただいまのご質問は、今回の7月豪雨に伴う災害について、被災した部分についての予算措置に係る割合というようなことだというふうにお聞きしておりますけれども、割合といいますか、発災した部分については全て認知しております。それについて現地調査を全て行った上で、対象となる被災箇所のうち、今後経過の観察が必要なものなどもございますので、そういった部分は除いた上で対応していこうというものであります。

といったことで、詳細お話ししますと、7月6日から11日に発災した、まず1回目の梅雨前線豪雨による通報は、河川は8か所、道路については1か所ございましたが、うち対象として今回予算措置させていただいたものは、河川3か所、道路は1か所、その全てでございます。実際河川について、8か所のうち3か所ですので、残り5か所につきましては経過観察が必要

なもの3か所、それから現在その災害部分について、転作などにより、2か所については今回災害の対応ではなくて河川改良といったことから、別口に行おうとすることで、今回別口の補正予算として測量設計等の委託費用を積んでいるものもございます。それから、7月23日からの梅雨前線豪雨についてにつきましては、4か所の河川に対して4か所全て行うこととしておりますし、道路3か所についても全て行うということにさせていただいております。

いずれどうしても経過観察が必要なものといった部分もございましたので、割合といった割合は出しておりませんが、数としてはそういった状況になっているということでございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 ただいま建設水道課長から答弁いただきました。私としては、農業施設についてなのですが、特に最近の水害では、穴堰の被害等が数多く見られるようです。やはり農業者、高齢化と人手不足ということも影響して、余計こういう水害が起きた場合の被害が拡大しているのではないかなというふうに思っているのですが、その点について担当課としてはどのような認識でいるのでしょうか。

議長 農林課長。

農林課長 ありがとうございます。お答えをしたいと思います。

農林関係の災害の件についてですけれども、今回の大雨の分については、一応修繕工事等する部分については、今回の大雨の分については全て対応しているつもりでございます。ただ、軽微なものとか、地元で対応していただいているものも数多くありますし、その後出てくるものもございますので、そちらについては今後協議しながら進めてまいりたいと考えております。

あと、穴堰とか、そういった特殊な施設の崩壊というのにも確かにございます。ただ、今回の

ものなのか以前のものなのかもちょっと不明なようなところもありますので、その分についてはその都度こちらでも調査をして、対応できるものについては対応していくということで進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度西和賀町一般会計補正予算（第3号）について）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第4、議案第1号 西和賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第1号 西和賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により健康保険の被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険の被保険者証も令和6年12月2日から廃止されることを踏まえ、所要の改正をしようとするものです。

1ページを御覧ください。第7条の罰則として定めている過料に被保険者証の返還に応じな

い者が規定されていることから、その内容に関する部分を削るものです。

次に、附則についてであります。この条例は令和6年12月2日から施行するものです。

また、経過措置として、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

普本歌織君。

3番 今回の条例の改正によって、町民にはどのような影響があるものかを教えてください。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 町民の影響についてお答えいたします。

今回の改正につきましては、これまで過料として罰則規定で設けられているところに、保険証を返してほしいとあって、それに応じないときにはその過料を処することができるという規定を設けておりましたけれども、今回の改正によりまして、被保険者証というものが12月2日から廃止されるということを踏まえまして、保険証の返還ということは今後は求めないこととなりますので、その辺りについて返還というところでの過料が処されなくなるということになります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

す。

これから討論に入ります。普本歌織君から反対討論の通告がありました。

初めに、原案に反対する普本歌織君の発言を許します。

普本歌織君。

3番 この議案の提案理由、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、健康保険証の被保険者証が廃止されること、これについては多くの町民が疑問を持ち、不安に感じていると認識しています。とても容認できるものではありません。西和賀町議会6月定例会においても、現行保険証の存続を求める請願を採択、内閣総理大臣をはじめ、関係大臣にその旨を訴える書面を送付したところであります。

私自身、議会報告会などの機会に町民の皆さんから保険証が廃止されることは不安だ、マイナンバーカードの取扱い、操作に不安を覚えるという声が寄せられています。河野デジタル大臣も、8月26日の会見で、廃止が予定されている健康保険証について、資格確認書が出るのでマイナンバーカードがなくとも特に問題はないなどと発言しています。そうであれば、最初から保険証を廃止しなくてよいはずです。保険者や自治体に無駄な業務を増やし、国民には国民皆保険制度への崩壊の不安を広げているものです。現行保険証は、廃止するべきではないことを申し上げ、反対討論といたします。

議長 次に、通告はありませんが、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

直ちに表決に入ります。

議案第1号 西和賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第5、議案第2号 西和賀町林業者等健康増進施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 西和賀町林業者等健康増進施設設置条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第5条関係の別表において、これまで西和賀町志賀来スキー場のリフト使用料における一般及び小中学生の半日券は、午前と午後の区分により運用してまいりましたが、利用者の利便性の向上を図る観点から、この区分を廃止し、「発券の時間から4時間30分を経過するまで」に改めるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 午前券、午後券を廃止して、発券から4時間30分にするということなのですか、これによって利用者の利便、あとは管理するほうの利便もあるのか、またどのような効果を期待してのことなのかについてお伺いします。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。

これまででは、午前と午後ということで区分して券を発券してきたのですけれども、しっかりと朝の9時ですとか、早くからではなくて、10時に訪れるお客さんがいるということで、この場合に例えば午前券買ったとすれば、滑る時間が

短くなってしまうということがあって、午後も同様の理由なのですけれども、そういった点でしっかり滑る時間を確保するという点では、利用者の方にメリットがあるものというふうに思います。また、管理するほうとしても、やはりそういった部分で時間管理しづらい部分がありましたので、これ運用する際は券の表紙に発券した時間を書き込みますけれども、それでもって確認することができるということで、管理するほうとしても都合がいいというふうな状況であります。

以上の理由から、改正をしたいということで提案をさせていただいているものということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 では、これによって使用料が増えるということ想定したわけではないということなのでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

劇的に使用料が増えるということではないかもしれませんが、利便性が高まることによって、そういった効果も期待できるのではないかと考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 利便性が高まる、一般質問でも少し施設のことで聞いたのですけれども、町ではスキー場の維持管理費が2か所あることによって、かなり町の負担もあると思います。使用者の利便性を上げて、使用料金のほうも上げるというふうな検討はなされなかったのでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。

各施設個々の使用料をどうするかということではなくて、体育施設全般にわたるこの話だというふうに考えております。それで、今後ということなのですけれども、施設全般、このスキ

一場にかかわらずということでありますけれども、管理経費ですとか、あるいは施設の利用者の推移ということが当然ありますけれども、検討するということになります。それで、現在総合型地域スポーツクラブの設置ということで検討を進めているわけなのですけれども、その検討と併せて使用料ですとか管理の状況、そういったことを総合的に検討したいというふうに考えておりますので、今回個別の検討はしなかったということでございます。

以上でございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号 西和賀町林業者等健康増進施設設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第6、議案第3号 西和賀町営湯田スキー場及び索道条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第3号 西和賀町営湯田スキー場及び索道条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第4条関係の別表において、これまで西和賀町営湯田スキー場のリフト使用料における一般及び小中学生の半日券は、午前と午後の区分により運用してまいり

ましたが、利用者の利便性の向上を図る観点から、この区分を廃止し、「発券の時間から4時間を経過するまで」に改めるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第3号 西和賀町営湯田スキー場及び索道条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第7、議案第4号 令和6年度西和賀町一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第4号 令和6年度西和賀町一般会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、令和6年度の上半期における事務事業の執行状況を精査し、下半期に向けて調整を行うとともに、緊急性が認められるもの等を中心に予算を調整しようとするものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に

歳入歳出それぞれ1億3,911万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億7,151万8,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、地方債の補正については、第2表、地方債補正のとおり、3事業について限度額をそれぞれ変更するものです。

主な補正の内容は、4月1日付で実施した人事異動に伴う人件費の調整のほか、まち・ひと・しごと創生総合対策事業520万円、豪雪地帯安全確保事業540万円、障害者自立支援給付事業662万1,000円、予防接種事業1,635万4,000円、道路除雪総務費1,109万5,000円、道路除雪車両管理費2,370万円、西和賀高校魅力化支援事業1,000万円等を増額しようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、補正予算の詳細について歳出から説明いたします。

10ページを御覧ください。初めに、予算全体になりますが、職員人件費については、4月の人事異動に伴い、調整を必要とする部分について行うものです。

なお、人事異動に伴う全体の調整については、例年どおり12月の補正予算で対応することとしております。

それでは、主な補正内容について説明いたします。11ページを御覧ください。2款1項5目財産管理費、湯田庁舎等管理費270万3,000円の増額は、冬期間の駐車場排雪業務及び町有地支障木伐採業務に係る委託料になります。

6目企画費、地域調整事務費60万3,000円の増額は、拠点施設整備関連の視察研修などに伴う普通旅費です。地域情報通信基盤施設管理費

462万円の増額は、IRU設備支障移転工事を行うものです。地域おこし協力隊招聘事業175万6,000円の増額は、地域おこし協力隊インターン制度を活用した地域おこし協力隊を受け入れるため、プログラムの企画、運営、コーディネート及び協力隊への報酬等、受入れに係る関係業務全般について業務委託を行うものです。

12ページを御覧ください。まち・ひと・しごと創生総合対策事業520万円の増額は、委託型地域おこし協力隊、新規任用隊員1名の受入れに係る地域おこし協力隊運営業務委託料になります。空き家等対策事業200万円の増額は、空き家活用促進事業補助金の申請状況等を踏まえ、2件分を増額するものです。

8目自治振興費、豪雪地帯安全確保事業については、地域づくり組織除排雪活動支援補助金40万円及び高齢者世帯等雪下ろし費用助成500万円を増額するものです。

14ページを御覧ください。3款1項3目障害者福祉費、結核療養者及び精神障害者医療費助成事業については、今後の支払いに不足が見込まれる結核療養者及び精神障害者医療費給付費200万円を増額するものです。障害者自立支援給付事業662万1,000円の増額は、今後の支払いに不足が見込まれる身体障害者補装具給付費250万円と障害者自立支援給付費国庫及び県負担金過年度返還金412万1,000円の増額になります。

16ページを御覧ください。4款1項2目予防費、予防接種事業1,635万4,000円の増額は、令和6年度から定期接種となった新型コロナワクチン接種費用について、国が示すワクチン1人当たりの接種費用見込額が当初の7,000円から1万5,300円に見直しされたことに伴う接種費用超過分及び接種見込み者数の見直しに伴う町単独接種費用助成分を個別予防接種業務委託料に増額するものです。

なお、接種費用超過分については、国から基金管理団体を通じて助成金として支給されるこ

とから、歳入の雑入に新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金1,477万4,000円を見込んでおります。

17ページを御覧ください。7款1項3目観光費、観光事務費、10節需用費、印刷製本費104万5,000円の増額は、現在使用している観光パンフレットの在庫数が少なくなったことから、観光パンフレットの増刷を行うものです。川をいかしたまちづくり事業については、無地内地区整備に係る用地測量及び登記業務委託料256万3,000円、立木補償算定業務委託料124万3,000円、動植物環境調査業務委託料53万6,000円をそれぞれ増額するものです。

18ページを御覧ください。8款2項2目道路維持費、道路維持車両管理費354万3,000円の増額は、除雪トラックに係る消耗品費及び車検整備等修繕料になります。町道舗装補修事業100万円の増額は、町道の舗装損傷箇所の修繕に要する経費になります。町道側溝改修事業429万2,000円の増額は、町道湯本清水ケ野線グレーチング修繕及び町道上野々住宅線側溝改修工事を行うものです。

3目道路除雪費、道路除雪総務費1,109万5,000円の増額の内訳は、10節需用費については融雪剤等の消耗品費85万7,000円と道路構造物等の修繕料137万円の増額になります。

13節使用料及び賃借料488万4,000円の増額は、除排雪用のダンプトラック及びブルドーザー等の賃借料になります。

14節工事請負費398万4,000円の増額は、町道田代下線側溝改修工事を行うものです。道路除雪車両管理費2,370万円の増額は、除雪車両車検整備等に要する経費を増額するものです。除雪車格納庫管理費263万9,000円の増額は、太田除雪車格納庫前の舗装修繕を行うものです。

19ページを御覧ください。流雪溝施設整備事業156万1,000円の増額は、流雪溝ポンプ配管・制御盤修繕及びグレーチング修繕を行うものです。

3項1目河川費、河川改修事業については、普通河川口広沢川測量設計業務委託料110万円を増額するものです。

20ページを御覧ください。10款1項2目事務局費、西和賀高校魅力化支援事業1,000万円の増額は、西和賀高校学生寮を新たに整備する経費に対し補助するものです。

21ページを御覧ください。2項2目教育振興費、小学校教育振興事務費143万円の増額は、湯田小学校及び沢内小学校の校内ネットワークアセスメント業務委託料になります。

3項2目教育振興費、中学校教育振興事務費、12節委託料143万円の増額は、小学校と同様に、湯田中学校及び沢内中学校の校内ネットワークアセスメント業務委託料になります。

23ページを御覧ください。5項2目体育施設費、プール管理運営費123万9,000円の増額は、湯本屋内温泉プール前駐車場融雪設備配管修繕を行うものです。

次に、歳入ですが、8ページを御覧ください。16款1項1目1節社会福祉費負担金については、障害者自立支援給付費負担金124万円の増額、介護保険低所得者保険料軽減負担金過年度精算金117万5,000円の増額が主なものです。

16款2項1目1節総務管理費補助金、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金270万円の増額は、歳出の豪雪地帯安全確保事業の財源として見込むものです。

19款1項1目2節ふるさと納税については、企業版ふるさと納税の寄附額が確定したことにより1,500万円を計上するもので、歳出の2款1項6目企画費、地域ブランド推進事業の財源とするものです。

20款2項1目他会計繰入金659万5,000円の増額は、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計からの繰入れになります。

9ページを御覧ください。21款1項1目繰越金8,443万3,000円の増額は、今回の補正予算の財源に充てるものです。

22款4項1目3節雑入については、歳出のIRU設備支障移転工事の財源として、川舟地区圃場整備に伴う光ケーブル移転補償費290万4,000円及び歳出の予防接種事業の財源として新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金1,477万4,000円をそれぞれ見込むものです。

23款1項4目商工債430万円の増額及び5目土木債110万円の増額は、それぞれ事業費の増額に伴うものです。

6目消防債170万円の増額は、財源内訳の調整を行うものです。

それでは、5ページを御覧ください。第2表、地方債補正になります。事業費の精査、増額等に伴い、3事業の限度額を調整するものです。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法については、補正前と同じであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 私からは、3点質問いたします。

最初に、11ページの企画費、企画調整事務費で旅費が60万3,000円上げられておまして、今の説明で拠点整備に関するということでしたのでその内容と、どのような目的で、どのようなところという点をお伺いいたします。

16ページの予防接種事業で、当初、今説明あったように、コロナワクチンについては7,000円ということが国から1万5,000円というふうな見込みが来たようですけれども、国からの方針ですので、町で分かる分は少ないかと思われるのですけれども、これ以上の値上げはないと思われるのか、そして助成率、実際町民が接種する場合の金額についてお伺いいたします。

続いて、20ページ、学生寮の整備についてで

すけれども、今まで学生寮、今3か所あると思うのですけれども、新たに整備する内容と男子寮、女子寮、どのようなことを想定されているのか、3点お願いいたします。

議長 内記町長。

町長 私からは、拠点施設整備、旅費に関わることについてお答えしたいと思います。

国道107号の地滑りにより通行止めとなったことに伴いまして、道の駅錦秋湖が長期の休業を余儀なくされました。休業によりまして、種々の影響が発生し、現在の位置での道の駅の営業は適当ではないのではないかと問題提起が、私の就任以前と記憶しておりますが、町議会におきまして出されたということであると認識しております。また、これは私の就任後になりますけれども、令和4年9月に西和賀町産業間連携推進会議から、拠点施設の整備に関する提言をいただいたところでございます。

これらのことを受けまして、これまで種々いろいろ検討を重ねてまいりました。全国でのかなりの道の駅については、赤字基調であるというようなことを伺っております。そういう点から、持続性をいかに確保するか、またどのような機能があれば持続性が確保できるのかというような視点から検討してまいりましたが、道の駅のこれまでの役割の変遷をたどってみますと、初期のころは休憩、観光、物産情報発信機能施設ということでありましたが、その後その施設自体を観光目的地とする施設へと、そしてまた最近では交流や商業、子育て支援、防災拠点など、期待される機能が拡大し、まさにまちづくりの拠点施設としての存在感が高まってきていると認識しております。

こうした点を踏まえまして、整備するとした場合の位置については、問題提起時に想定された107号線沿いに限らず、町全体を俯瞰いたしまして検討をすることが適当ではないかというふうなことに至っております。そういう視点でかなり詰めてまいりました状況から、そういう

のを踏まえて先進的な、あるいは参考になるような施設を具体的にみてきて、今後の具体化に資したいという考えから、今回補正をお願いしようとするものでございます。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、16ページの4款2項の予防費の個別予防接種業務委託料の1,635万4,000円についてお答えいたします。

町でこれ以上の値上げはないのかと、それからあと町民の接種費用についてお答えいたします。国のほうでは、おおむね1万5,300円程度になるのではないかというお話になっております。各医療機関ごとに接種の費用というのは決められることに今後はなりますので、おおむね1万5,300円程度ということになります。ワクチンが、これから各製薬会社ごとにワクチンの費用も異なりますので、実際のところは1万5,300円の前後になるものと考えております。

町では、医療機関ごとに接種の費用が異なる場所ですけれども、65歳以上の方に対しては、国のほうから基金管理団体を通じて来ます助成金ということで8,300円と、併せて2,300円を65歳以上の方には今年度から助成をスタートすることにしておりましたので、合わせて1万600円助成を考えておりますので、もし1万5,300円ということであれば、実際65歳以上の方々は4,700円程度の窓口負担という形になります。64歳以下の方々につきましては助成等がありませんので、1万5,300円程度自己負担という形になります。

議長 学務課長。

学務課長 20ページ、学生寮整備事業費補助金1,000万円についてお答えいたします。

西和賀高校の来年度入学生については、町外及びそして県外にも広く募集を行っている場所ですけれども、8月2日の中学生一日体験入学などにおいても、学生寮を見学された方が多い状況にあり、今後の需要についてはさらに見込まれるところです。

このような今後の需要を踏まえると、現在の3施設だけでは対応が厳しいと想定されており、また今後の県外募集等の事業展開を考慮すると、新たな学生寮整備が必要な状況にあります。

現在女子寮2施設、男子寮1施設ですけれども、特に男子寮に不足が見込まれるところです。つきましては、昨年度同様、学生寮を運営していただける事業者への整備費補助金を予算化し、学生寮を1施設増やすことで対応したいと考えております。急ぎの対応とはなりませんけれども、この補助金を予算化できた場合、学生寮整備をしてもよい意向を示している事業者はある状況です。この対応してもよい意向を示している事業者は、現在も学生寮を運営していただいておりますし、補助金対応していただけるのであれば、現在の施設に隣接した形で増設になるのですけれども、学生寮を整備したいということの意向を示しております。

部屋は6室程度、トイレ等の附属施設を入れた形を想定しております。建築費は2,000万円以上が想定され、補助金交付要綱では補助率2分の1、限度額1,000万円になっておりますので、今回は限度額の1,000万円の予算計上をさせていただいているところです。

県外募集についても、先日東京の対面説明会をはじめ、努力しているところですし、北上地区の入学希望者についても、JR北上線から遠い中学校からの希望者もあり、学生寮利用の意向を示している方々が増えております。

現在町外の女子9名、男子5名、計14人が学生寮を利用しております。現在の施設の空き室は、女子の三城で3室、男子は山田屋で2室ありますけれども、男子は現在1、2年生で、3年生はおらず、来年度卒業する生徒はいないことから、特に男子寮での不足が見込まれているということです。

このようなことから、来年度以降の生徒募集も踏まえ、新たに学生寮施設1施設を増やして対応したいという考えであります。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 拠点施設の旅費について、今町長から説明あったのですけれども、道の駅については私も提案した一人ですので、進めていただきたいと思います。まだいろいろ視察の段階では難しいかもしれないのですけれども、これからのスケジュール感、何年後先などという見込みがあれば教えていただきたいと思います。

予防接種については、65歳以下1万5,000円という値段は、やはりワクチン接種でその値段となると、多分ワクチン接種する方は減るのではないかというふうな予想がつかますけれども、その場合もし感染した場合の対応策の強化というか、その点についてどのようにお考えか。

あと、学生寮については、男子寮ということなのですけれども、その男女比というのはやはり入学生が入ってみないとなかなか変化する部分があると思います。女子寮2つ、男子寮2つを想定しているそうですけれども、生徒の希望によって男子、女子の割合が変わってきた場合、やはり基本的には1か所に男女、セキュリティーの部分強化を入れて、なるべく希望する方は全部入れていくというようなことは考えられているのかについてお伺いします。

議長 内記町長。

町長 私から、拠点施設の整備に関わるスケジュール感といいますか、今後の見通しについてお答え申し上げます。

現在そういうことで検討は進めてまいって、一定の進展があり、今回の旅費をお願いするところがございます。はっきり何年後というようなことは現段階ではまだお話しできない状況でございますけれども、できるだけ早めに検討を進め、そして具体的なことを提示できるようにしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 新型コロナウイルス関係の予防接

種につきましても、国の方策というか、国の法律が変わりまして、今回からまず高齢者に対する重症化予防というところでの視点のほうに切り替わったため、助成に対しても65歳以上という形になっております。64歳以下の方々にしましては、今回からまず予防接種の希望した場合は自己負担という形でこの1万5,300円を負担していただくという形になりますので、流行というところでの部分に関しましては、予防接種を受ける方も減ると思われまますので、どうしても流行についてはまた継続して今後も引き続きあるものだとして認識しているところであります。

これまでも感染につきましても、クラスターが発生してからもそうですけれども、感染対策というところで基本的な感染対策をはじめ、そしてまたクラスターが発生した際には利用のほうの、例えば高齢者施設であれば利用を一旦中止するであるとか、学校であれば一旦学校のほうを休校だったりというような、学級閉鎖です、とかの対応になりますので、それについては今後も引き続きそのような対応をしていくこととなります。

まず、基本的には、自分自ら感染予防というところでの手洗いやうがい、それからあと密集した場所での換気だとかをやはり今後も継続して感染対策を取っていただけるようお願いしたいと考えているところになります。

議長 学務課長。

学務課長 学生寮についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、男子、女子については入学してみないと分からない部分があります。こちらの考えとしては、新たに加えた男子施設2、女子2施設で運営していくというスタイルを考えておりますし、セキュリティーを高めた上で、男子、女子一緒という部分、これまでも考えたことはあります。そして、保護者さんとも当たった部分もありますけれども、これまでの経験を踏まえると、保護者さん方の、女子というか、特にですけれども、やっぱりそういった部分は

同意というか、その部分はちょっと厳しいかなと思っているところですので、現時点としては男子2施設、女子2施設で運営をしたいと考えているところでした。

議長 唐仁原俊博君。

6番 先ほどの質問でも上がっていたのですが、拠点施設整備の視察を想定しているということで、これ行き先が既に検討されているところがあれば、それを教えていただきたいというのが1つ。

もう一点が、同じく11ページの地域おこし協力隊インターン業務委託料ですけれども、地域おこし協力隊インターンの制度の概要、それから今後想定している実施までの流れ、あと事業の狙い、教えていただければと思います。

議長 内記町長。

町長 拠点施設の視察の関係で、想定の部分についてお答えをしたいと思います。

具体的施設名までを想定しては現在のところはないのですが、その想定視点としましては、いわゆる道の駅がそういう形で進化してきたというふうな場合、場所で現在進化している部分での参考になるところはという視点で今選定をさせていただいておりますし、またやはり人が多く交流する、来るというようなことが大事であると思っておりますので、そういう点でどういう形、やり方で人を誘引しているのかというふうな視点でそういう施設を選びたいというふうに思っておりますし、また防災拠点であったり、あるいはいろんな支援をしているというような、子育て支援であるとか、そういう住民の生活を支えるような視点で取り組んでいる施設というようなもので、全国多数ございますので、その中からそういう視点で候補を絞って視察研修したいなというふうに今考えているところでございます。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 地域おこし協力隊インターンのご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊のインターン制度ですけれども、2週間から3か月の期間、地域協力活動に従事することを通じて、受入れ地域とのミスマッチを防いで、協力隊本体への応募につなげるという狙いの制度でございます。今後のスケジュールといいますか、これは全般業務委託を行うということを先ほど提案理由でも申し上げておりますけれども、委託先は募集業務を委託している同じ一般社団法人にこの業務についても委託を行うということにしております。3か月間の期間を見込んでおりまして、今後一般社団法人と契約をその法人と打合せをしながらスケジュールを進捗していくことになっているものでございます。

議長 普本歌織君。

3番 3点あります。まず1つ目が、支出の12ページ、空き家対策事業、これは2件分の積み増しということですが、どういう成果によるものかということをお教えください。

同じく12ページ……

議長 普本さん、今の質問聞き取れなかったので、もう一度お願いします。

3番 今まで上半期にあった成果から不足が見込まれるということで積み増ししているのかなと思うので、その成果ということをお願いします。

同じく12ページの集落支援センター運営事業、旅費が減額になっていると思うのですが、この減額の理由をお教えください。

3つ目が、19ページ、土木費の河川費、口広沢川測量設計業務委託料、これがどういった事業であるかを教えてください。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 私からは、1点目の空き家等対策事業の空き家活用促進事業補助金、2件分、200万円の今回の予算計上に至った経緯でございますけれども、この補助金は当初予算で1件分、100万円を計上済みのものでございます。それで、今この事業を活用したいという相談を

トータルで3件いただいておりますので、1件分は当初予算で措置済みでございますので、残りの2件分を今回の補正予算でお願いするものでございます。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

集落支援センター運営事業の旅費と費用弁償が減額になっている部分についての詳細ということでございますけれども、こちらは当初計画していた研修先をちょっと変更して、もうちょっと遠くに行く予定だったのでございますけれども、近場のほうに変更したということで減額をさせてもらってございます。具体的には、山形県と新潟県のほう2か所に研修を今考えてございまして、その部分で調整をさせてもらっているという内容でございます。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 それでは、私のほうから19ページの河川費の委託料、普通河川口広沢川の測量設計業務委託についてお答えをさせていただきます。

先ほど承認案件、専決処分の内容の中で、一部ちょっとお話をさせていただいたところなのですが、7月上旬の梅雨前線の豪雨による災害の箇所の中に、先ほど8件のうち3件は災害で対応するというお話をさせていただきました。そのほか2件については、河川改修事業にて対応するというお答えをさせていただいたところなのですが、この2件が普通河川の口広沢川になります。7月の豪雨によって護岸が一部崩落しておりまして、その部分については若干前から多少の崩れはあったようですが、今回の豪雨によってさらにえぐり取られたような状況になっているといったことを報告を受けております。

同箇所については、上流川についても河床の洗掘があるような状況であるということを確認しておりまして、併せて床止め工もやったほうがいいのではないかとということになっておりましたので、全体として河川改修事業として今回

補正予算案の中で測量設計を行った上、必要な予算措置を今後措置をさせていただきたいというふうに考えているところです。

議長 刈田敏君。

1 1 番 1点だけですけれども、23ページの委託料の圧雪車運転技術指導業務委託について、ちょっと詳細をお聞きしたいと思います。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。

湯田スキー場管理運営費の32万2,000円、委託料の増額の内容でございます。4つほどありますけれども、圧雪車の運転技術指導に係る業務、これに関係する費用ということになります。

まず、1つ目なのですけれども、圧雪車のシーズン前の講習会ということで、すみません、シーズン前後の圧雪車のメンテナンス方法の講習ということで、まず一つ予定をしているものがあります。それから、2つ目が、圧雪車の実際に乗っての指導ということでもありますけれども、乗務しての安全運転技術の指導、ゲレンデ整備の実地指導ということとなります。あわせて、3つ目なのですけれども、大会コースの造成ということで、実際の場所で、雪があるシーズンですけれども、造成の仕方、これを実地指導をしていただくということがあります。あわせて、諸経費ということで、合計して32万2,000円の増額ということとなっております。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1 1 番 委託先のほうと、それからこれによって大きな事故とか、圧雪車両を十分に事故なく運営できるという形で委託するということの中身でよろしいですか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

昨年度なのですけれども、雪が大変少なくて、研修が十分にできなかったということがありまして、改めてしっかりした研修をしたいと。当然これによって安全にコース整備ができるとい

うことを期待してのものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長 課長、答弁漏れあります。委託先。

生涯学習課長。

生涯学習課長 ちょっと今データ持ち合わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

議長 刈田敏君。

1 1 番 それについては、圧雪車についての運転に関しては資格について欲しいのか欲しくないのかということと、あとこれ毎回やっていた委託なのか、その辺お伺いします。

議長 質問3回制限ありますので、よろしく。

生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。

当然特殊車両ということの運転となりますので、大型特殊ですとか、そういった資格はなければ、これは操作ができないということとなります。ただ、移動だけではなくて、実地での整備の仕方ということがあるために、このように特殊な研修がまず必要になろうというふうに考えたところでございます。

それから、講習会に関しては、毎年ということではなくて、担当の方が替わられたということで、ここ3年くらいか、実施をしているということでございますけれども、特にも昨年は雪が少なく十分にできなかったという部分があって、今年しっかり重点的にやりたいというふうな考え方でいるということでございます。

以上でございます。

議長 中村ひとみ君。

4 番 17ページの川をいかしたまちづくり事業、下段のほうになりますけれども、無地内地区整備に関わる動植物環境調査業務委託料、こちら期間を教えてくださいませんか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、お答えいたします。

希少動植物の環境調査の期間ということになりますが、まず今回9月補正で予算要求という

か、措置をお願いいたしまして、それが認められた場合に、まず契約というような形にはなると思うのですけれども、いずれ用地測量と立木補償というような部分を進めながらになりますので、希少動植物のまず調査期間については冬期前までという形になると思いますので、およそ一月からまず2か月の間というようなことになると思われます。

以上です。

議長 中村ひとみ君。

4番 一、二か月ですと、季節によって動植物とか自然の環境によっていろいろ状況が違うのではないかなと思うのですけれども、一、二か月で大丈夫といたしますか、適正なのでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 その環境調査につきましては、まず自然環境、そういう専門的な方、まず町の中で状況を把握している方というようなところで委託を検討しておりますので、まずその中で状況を調査していただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 柳沢安雄君。

10番 私のほうから1点だけお聞かせいただきたいと思っておりますけれども、20ページの学生寮補助金ということで、1,000万ということでございますけれども、例えば1,000万という補助を与えた場合、途中で学生寮ではなく一般の方々も入っていただきたいとの切替えなどあるかなと思っておりますけれども、この契約に際しまして、補助金をする場合におきまして、何年間はず学生寮としてやらなければならないと規約などございますか。

議長 学務課長。

学務課長 学生寮についてお答えいたします。

この補助金の交付要綱の中に、補助金を受けた場合は10年間学生寮として運営するという約束というか、部分が入っております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第4号 令和6年度西和賀町一般会計補正予算(第4号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで11時25分まで暫時休憩します。

午前11時19分 休憩

午前11時25分 再開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

ここで答弁保留がありましたので、生涯学習課長から答弁願います。

生涯学習課長。

生涯学習課長 先ほど刈田敏議員からいただきました質問につきまして答弁保留がありましたので、お答えするとともに、一部答弁に誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

まず、委託の業者ということになりますけれども、昨年度は岩手町の専門業者のほうに委託をして実施をしたということでございますけれども、今年度もそのような方向で検討をしていきたいというふうに考えております。

それから、運転の資格につきましては、公道を走るものではないということで、特段の資格は要しないと。先ほど申し上げたとおり、公道を走る場合は大型特殊の資格は必要なのですが、公道を走るわけではないので資格は必要がないということでございます。

それから、実施の年数でございますけれども、

先ほど3年というふうに申し上げましたけれども、昨年から今年ということで2年目ということになりますので、この部分を訂正をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長 続いて、日程第8、議案第5号 令和6年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第5号 令和6年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

1 ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億45万9,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7 ページを御覧ください。2 款1 項1 目後期高齢者医療広域連合納付金12万6,000円の増額は、令和5年度決算の確定を受けて、今後の後期高齢者医療広域連合納付金に対応するため、後期高齢者医療保険料負担金を増額するものです。

3 款2 項1 目他会計繰出金16万2,000円の増額についても、令和5年度決算の確定に伴い、一般会計繰入金の超過受入れ分を一般会計に繰り出すものです。

次に、歳入の説明ですが、6 ページを御覧ください。4 款1 項1 目繰越金28万8,000円の増額は、令和5年度決算の確定に伴い増額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定く

ださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第5号 令和6年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第9、議案第6号 令和6年度西和賀町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第6号 令和6年度西和賀町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

1 ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,686万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,291万2,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くだ

さいますようお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。

7 ページを御覧ください。5 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金1,696万8,000円の増額は、令和5年度決算の確定を受けて、今後の介護給付費に対応するため基金積立てをするものです。

7 款 1 項 2 目償還金4,346万8,000円の増額は、令和5年度の介護給付費等の確定に伴う受入れ超過分の返還額であり、国や県、支払基金へ返還するものです。

2 項 1 目一般会計繰出金643万3,000円の増額についても、令和5年度決算の確定に伴い、一般会計繰入金の受入れ超過分を一般会計に繰り出すものです。

次に、歳入の説明ですが、6 ページを御覧ください。7 款 1 項 1 目一般会計繰入金176万3,000円の増額は、令和5年度の低所得者保険料軽減繰入金の国庫及び県負担金の確定に伴う精算金です。

8 款 1 項 1 目繰越金6,510万6,000円の増額は、令和5年度の決算の確定に伴い増額するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第6号 令和6年度西和賀町介護保険特

別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第10、議案第7号 令和6年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第7号 令和6年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、収益的支出の医業費用について、給与費の精査による減額と経費の増額により、合わせて70万6,000円を増額し、収益的支出の総額を10億7,927万6,000円とし、収益的収入では医業外収益の一般会計からの補助金と県補助金、併せて支出と同額の70万6,000円を増額し、収益的収入の総額を9億9,462万円とするものです。

また、資本的収支については、電子処方箋発行に関わる関連機器及び医療機器の整備を図るため、収入、支出それぞれ824万7,000円を増額し、資本的収入及び資本的支出の総額をそれぞれ5,554万円とするものです。

詳細については、病院事務長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 それでは、補正予算の内容につきまして私のほうから説明させていただきます。

予算書1 ページを御覧ください。第1条では、令和6年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる

とし、第2条において業務の予定量の補正を行っております。

(5)、主な建設改良事業、①、医療機器等整備事業において、当初予算では1,249万円を予定したところですが、今回新たに医療機器等の整備費として824万7,000円を増額し、2,073万7,000円とするものです。

また、第3条においては、収益的収入及び支出の予定額の補正を、第4条では資本的収入及び支出の予定額の補正を行うものです。

第5条では、企業債の限度額を1,610万円に補正するものです。

第6条では、給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額の改正を、第7条では他会計からの補助金の額の改正をそれぞれ行っております。

続いて、収益的収入及び支出予算の実施計画について説明いたします。11ページを御覧ください。初めに、収益的支出予算について説明いたします。医業費用の1目給与費は、7月に医科医師1名の採用と6月に退職した看護職員及び産後休暇取得中の職員等に関わる給与、諸手当等の精査、また会計年度任用職員においても中途での退職及び採用に伴う勤務条件の変更が生じたことなどにより、同様に精査を行い、186万2,000円の減額を行うものです。

12ページ、3目経費ですが、10節修繕費、病院施設修繕費として温水ポンプ修繕で8万2,000円を、車両等修繕費として大型除雪車2台の車検実施に伴う下検分を実施した際、当初見込んでいた以外にも整備を必要とする箇所が多く発生したことから229万8,000円を、13節通信運搬費は10月からの郵便料改定に伴い3万6,000円を、14節委託料はオンライン資格確認システム医療扶助対応業務委託等で15万2,000円をそれぞれ増額し、合わせて256万8,000円の増額を行い、収益的支出総額で70万6,000円を増額するものです。

10ページにお戻りください。収益的収入予算

について説明いたします。2項医業外収益、2目1節他会計補助金については一般会計からの補助金57万8,000円の増額を、6目1節県補助金については医療機関食材料費高騰対策支援金として許可病床1床当たり3,200円が補助されることにより12万8,000円の増額を行い、総額で収益的支出と同額の70万6,000円を増額するものです。

次に、資本的収支予算の支出について説明いたします。6ページを御覧ください。1項建設改良費、1目設備費824万7,000円の増額は、電子処方箋発行システム及び関連機器の整備に423万5,000円を、耳鼻咽喉科で診療の際に使用するユニットが年数経過のため修繕不能となり、その更新と周辺機器の整備で401万2,000円の増額をお願いするものです。耳鼻咽喉科につきましては、現在の病院が開院した平成26年11月より診療を開始しておりますが、現在使用しているユニットについては、県立病院で使用しなくなったものを無償で譲渡いただいたものであり、今後故障時の交換部品等がなくなることから、年度途中ではありましたが、機器の更新をお願いするものです。

5ページにお戻りください。収入についてですが、1項企業債、1目地方債680万円、2項出資金、1目他会計出資金9万4,000円、4項補助金、2目国庫補助金、電子処方箋管理サービス等関係補助金135万3,000円をそれぞれ増額し、合わせて支出と同額の824万7,000円を増額するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第7号 令和6年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第11、議案第8号 令和6年度西和賀町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第8号 令和6年度西和賀町水道事業会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条では、令和6年度西和賀町水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによらし、第2条では収益的支出の予定額の補正を定めており、水道事業費用について既決予定額3億9,490万8,000円に57万7,000円を増額し、水道事業費用総額を3億9,548万5,000円にしようとするものです。

第3条では、資本的支出の予定額の補正を定めており、資本的支出について既決予定額4億349万8,000円に1,043万9,000円を増額し、資本的支出総額を4億1,393万7,000円にしようとするものです。

初めに、収益的支出の補正予定額の内容について説明いたします。5ページを御覧ください。1款1項1目原水及び浄水費52万2,000円を増額は、備消耗品費では水道施設維持管理車両のスタッドレスタイヤの購入費用8万2,000円、

修繕費では浄水施設の薬品注入設備の不具合により部品を交換する費用44万円をそれぞれ増額するものです。

3目総係費、通信運搬費については、今後の郵便料金値上げに伴い予算に不足が予想されることから、5万5,000円を増額するものです。

次に、資本的支出の補正予定額の内容について説明いたします。1款2項1目水道施設改良費、工事請負費1,043万9,000円を増額は、若畑浄水場の送水ポンプ及び新町浄水場の取水ポンプが経年劣化により動作不良の状態であること、また新町浄水場の凝集剤注入設備において薬品が固着化し、薬剤注入に支障を来していることから、それぞれ機器設備の更新を図ろうとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第8号 令和6年度西和賀町水道事業会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第12、議案第9号 令和6年度西和賀町下水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第9号  
令和6年度西和賀町下水道事業会計補正予算  
(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条では、令和  
6年度西和賀町下水道事業会計補正予算(第2  
号)は、次に定めるところによらし、第2条  
では資本的収入及び支出の予定額の補正を定め  
ており、資本的収入について、既決予定額2億  
9,630万7,000円に238万9,000円を増額し、資本  
的収入総額を2億9,869万6,000円にしようとする  
ものです。また、資本的支出については、既  
決予定額2億9,738万2,000円に238万9,000円を  
増額し、資本的支出総額を2億9,977万1,000円  
にしようとするものです。

第3条では、特例的収入及び支出の補正を定  
めており、地方公営企業法施行令第4条第4項  
の規定により、令和5年度に属する債権及び債  
務について整理する未収金及び未払い金の金額  
の確定により、未収金既決予定額633万8,000円  
を593万1,000円に、未払い金既決予定額6,522万  
1,000円を4,857万4,000円に改めるものです。

それでは、資本的収入及び支出の補正予定額  
の内容について、資本的支出から説明いたしま  
す。

6ページを御覧ください。資本的支出、1款  
1項3目処理場施設整備費、工事請負費238万  
9,000円を増額は、湯田浄化センターの返流水  
ポンプが経年劣化により腐食破損が確認された  
こと、また沢内浄化センターの処理水給水ポン  
プが漏電により使用できなくなったことから、  
それぞれ設備の更新を行おうとするものです。

次に、資本的収入について説明いたします。

1款4項1目他会計出資金238万9,000円を増額  
し、今回の補正事業の財源に充当しようとする  
ものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わ  
りますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くだ

さいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。  
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わ  
ります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご  
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入  
ります。

議案第9号 令和6年度西和賀町下水道事  
業会計補正予算(第2号)についてを採決  
します。

本案を原案のとおり決定することに賛成  
の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決  
することに決定しました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで、本日午後から始まる決算審査  
特別委員会において、真嶋委員長より、  
特別委員会の審査方法について、町  
民の皆様へ周知してほしい旨の依頼  
がありましたので、当職よりお知らせ  
いたします。

審査は、昨年度と同様に、事前に定  
めた順序で課ごとに審査を行います。  
審査の日程などは、町のホームページ  
からダウンロードできますので、ご  
利用ください。

なお、審査は、本会議同様、告知端  
末放送を行うほか、議場での傍聴も  
可能です。

お知らせは以上ですが、決算審査は  
議会が可決した予算が適正に執行さ  
れたか、行政効果や経済効果を測定  
し、町民に代わって行政効果を評価  
する極めて重要で意義のある委員  
会です。委員各位におかれましては、  
委員会日程に従って日程内に審査  
を終了するのはもちろんですが、こ  
の審査が次年度以降の行政執行に  
活かされるように闊達な審査とな  
ることを当職からも特に

望んでおきます。

これをもって本日は散会いたします。お疲れ  
さまでした。

午前11時51分 散 会